

令和4年3月4日

隱岐の島町中出張所・診療所・歯科診療所 複合新庁舎設計プロポーザルに関する参加表明書等の作成について、質問がありましたので下記のとおり回答します。

実施要領 該当ページ等	質問事項	回答
実施要領P 5 参加表明書等の 提出書類	「設計事務所の技術員数・資格（様式第2号）」は、JVの場合、構成事務所毎に作成するのでしょうか。 それとも、全構成事務所の合計を1枚にまとめるのでしょうか。	設計共同企業体（JV）の場合は、構成事務所毎に作成してください。
実施要領P 5 参加表明書等の 提出書類	「設計事務所の主要業務実績（様式第3号）」は、下請業務について記入できるでしょうか。	下請け業務については対象としません。
実施要領P 5 参加表明書等の 提出書類	「設計事務所の主要業務実績（様式第3号）」は、JVの場合、構成事務所毎に作成するのでしょうか。 それとも、全構成事務所の実績のうち最大5件を1枚にまとめるのでしょうか。	設計共同企業体（JV）の場合は、全構成事務所の実績のうち最大5件を1枚にまとめて記載し作成してください。
実施要領P 5 参加表明書等の 提出書類	「建築事務所登録通知書の写し」は、協力事務所についても提出が必要でしょうか。	設計共同企業体（JV）以外の者の提出は不要です。
実施要領P 6 参加表明書等の 提出書類	「税等の滞納がない旨の証明書」は、JVの場合、全構成事務所について提出が必要でしょうか。 又、何か月以内に発行されたものまで有効でしょうか。	設計共同企業体（JV）の場合は、全構成事務所についての、島根県税、及び消費税及び地方消費税についての滞納がないことが確認できる証明書を提出してください。三か月以内に発行されたもの有効とします。 写しも可とします。